

(案)

番 号  
年 月 日

別記 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に関する事務の委任について

上記の件について、下記の本職の権限に係る事務については、貴職に委任する。

なお、本委員会事務局において、法の施行状況等を一元的に把握する必要があるため、委任した事務の処理後、翌月10日までに関係書類の写しを、本委員会事務局に提出することとする。

記

1. 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。その後の改正を含む。以下「改正法」という。）第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号。その後の改正を含む。以下「新ガス事業法」という。）の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、次に掲げる登録等（新ガス事業法第189条第4項及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号。以下「整備等政令」という。）第1条の規定による改正後のガス事業法施行令（昭和29年政令第68号。その後の改正を含む。以下「新ガス事業法施行令」という。）第15条第4項の規定により貴職に権限が委任されたものに限る。）をしようとする際に新ガス事業法第177条の規定により意見を述べることに係るもの
  - (1) 新ガス事業法第3条の登録
  - (2) 新ガス事業法第7条第1項の変更登録

- (3) 新ガス事業法第10条第1項の規定による登録の取消し
  - (4) 新ガス事業法第19条第3項若しくは第4項、第56条第4項若しくは第5項、第58条又は第81条第4項若しくは第5項の規定による勧告
  - (5) 新ガス事業法第20条第1項から第3項まで、第41条第5項、第48条第7項若しくは第12項、第49条第3項若しくは第4項、第50条第1項、第51条第3項、第54条第2項、第55条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)、第57条第1項若しくは第2項、第60条、第72条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)、第76条第4項、第77条第3項若しくは第4項、第80条第2項、第82条、又は第94条の規定による命令
  - (6) 新ガス事業法第35条、第40条第1項又は第44条第1項の許可
  - (7) 新ガス事業法第42条第1項若しくは第2項、第44条第2項又は第48条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)  
若しくは第3項ただし書の認可
  - (8) 新ガス事業法第46条第2項の規定による供給区域の減少の処分
  - (9) 新ガス事業法第48条第1項ただし書、第51条第2項ただし書又は第76条第1項ただし書若しくは第3項ただし書の規定による承認
  - (10) 新ガス事業法第50条第2項の規定による変更の処分
2. 改正法附則の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、次に掲げる認可等(改正法附則第41条第4項及び整備等政令第32条の規定による改正後の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成28年政令第49号。その後の改正を含む。以下「経過措置政令」という。)第9条第3項の規定により貴職に権限が委任されたものに限る。)をしようとする際に改正法附則第36条の規定により意見を述べることに係るもの
- (1) 改正法附則第24条第1項又は第30条第1項の認可
  - (2) 改正法附則第25条又は第31条の承認
  - (3) 改正法附則第22条第2項又は第28条第2項の規定による指定の解除
  - (4) 改正法附則第23条第1項又は第29条第1項の許可
3. 改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法(以下この3.において「旧ガス事業法」という。)の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、次に掲げる許可等(旧ガス事業法第52条の2第4項及び経過措置政令第5条の規定により貴職に権限が委任されたものに限る。)をしようとする際に旧ガス事業法第47条の6の規定により意見を述べることに係るもの
- (1) 旧ガス事業法第13条第1項の許可
  - (2) 旧ガス事業法第17条第5項若しくは第10項又は第18条第1

項の規定による命令

- (3) 旧ガス事業法第10条第1項若しくは第2項、第13条第2項又は第20条ただし書の認可
  - (4) 旧ガス事業法第15条第2項の規定による指定旧供給区域等の減少の処分
  - (5) 旧ガス事業法第18条第2項の規定による変更の処分
4. 改正法附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（以下この4.において「旧ガス事業法」という。）の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、次に掲げる許可等（旧ガス事業法第52条の2第4項及び経過措置政令第7条の規定により貴職に権限が委任されたものに限る。）をしようとする際に旧ガス事業法第47条の6の規定により意見を述べることに係るもの
- (1) 旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第13条第1項の許可
  - (2) 旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第17条第5項若しくは第10項又は第18条第1項の規定による命令
  - (3) 旧ガス事業法第37条の6の2ただし書又は旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する第10条第1項若しくは第2項若しくは第13条第2項の認可
  - (4) 旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第14条第2項の規定による新ガス事業法第3条の登録の取消し
  - (5) 旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第15条第2項の規定による指定旧供給区域等の減少の処分
  - (6) 旧ガス事業法第37条の7第1項において準用する旧ガス事業法第18条第2項の規定による変更の処分
5. 整備等政令の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、整備等政令第34条第2項の変更登録（新ガス事業法第189条第4項及び新ガス事業法施行令第15条第4項の規定の例により貴職に権限が委任されたものに限る。）をしようとする際に新ガス事業法第177条の規定の例により意見を述べることに係るもの

#### 附 則

この決定は、平成29年4月1日から施行する。ただし、5.に係る委任については、決定の日から施行する。

## 別記

北海道経済産業局長

東北経済産業局長

関東経済産業局長

中部経済産業局長

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長

近畿経済産業局長

中国経済産業局長

四国経済産業局長

九州経済産業局長

内閣府沖縄総合事務局長